

令和7年度加古川市妊婦応援タクシー料金助成券の使用について

(1) 交付（送付）するもの

タクシー料金助成券 10,000 円分（500 円券×20 枚）

(2) 使用時に必要なもの

- ①母子健康手帳（本人確認のため表紙の氏名を確認させていただきます。）
- ②タクシー料金助成券

(3) 使用できる方

妊産婦本人もしくは赤ちゃんが乗車する場合に使用できます。ご家族の同乗も可能です。

* いずれの場合も、母子健康手帳とタクシー料金助成券の提示が必要です。

例) 妊婦本人が乗車（○） 産婦本人が乗車（○） 産婦本人と赤ちゃんが乗車（○）

赤ちゃんと父が乗車（○） 赤ちゃんと祖父母が乗車（○）

妊婦本人と友人が乗車（○） 祖母のみが乗車（×）（※使用できません）

(4) 使用できる場所

乗車または降車場所のいずれかが加古川市内となる移動にご利用ください。

（JR 土山駅、JR 宝殿駅周辺は一部市外ですが、加古川市内とみなします。）

(5) 使用方法

- ・乗車時に、タクシー料金助成券が使用できるか乗務員に確認のうえ、母子健康手帳をご提示ください。
- ・お支払いの際に、タクシー料金助成券を乗務員へお渡しください。
- ・1回の使用に枚数制限はありませんが、乗車料金を超えての使用はできません。
例) 2,950 円の場合、5 枚（2,500 円）まで使用できます。6 枚（3,000 円）は使用できません。差額の 450 円は自己負担となります。

(6) 使用できる期間

窓口交付後～1年後の月末日まで。

(7) 注意事項

- ・裏面の「タクシー会社一覧」に掲載されたタクシー会社でのみご利用できます。
- ・償還払いはできません。必ず助成券を持ってタクシーに乗車ください。
- ・市外に転出された場合は、使用できません。
- ・紛失された場合は、再交付はできません。
- ・不正使用があった場合は、使用助成額を返還していただきます。

陣痛時のタクシー利用について

- ・陣痛時にタクシーの利用を予定されている方は、事前に各タクシー会社にお問い合わせください。
- ・タクシー会社へ連絡する際には、必ず陣痛が来ていることを伝えてください。
- ・病院やご家族へは、妊婦さん自身で連絡してください。
- ・稼働状況によっては対応できない場合もあります。複数のタクシー会社にご相談いただくことをお勧めします。